

# 特別養護老人ホーム にしのみや苑家族会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会はにしのみや苑家族会（以下「本会」又は「会員」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会はにしのみや苑の運営方針に沿い、入苑者の心身環境が健全に推移し、豊かな老後生活づくりを支援するとともに、会員相互の親睦と啓発を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は西宮市甲山町 53 番地 にしのみや苑内に置く。

(活 動)

第4条 本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 本会、入苑者、苑、職員との連絡会の開催。
- 2 きらめき祭、つるかめ祭、ほか各種催しものの支援。
- 3 その他、目的達成に必要な活動。

## 第2章 組 織

(会 員)

第5条 本会の会員は、にしのみや苑入苑者の家族をもって組織する。

(役 員)

第6条 本会には役員会を置き、会の代表を置く。

- 1 役員会（全員）を世話人とし、会の代表を置く。
- 2 役員会及び代表が必要と認めるときは、役員人数の増・減を行うことができる。

(役員会の任務)

第7条 役員会は本会を代表し、会務を統括する。

必要に応じ、総会（家族会懇談会）を開催することができる。

(世話人の任期)

第8条 世話人の任期は特に定めない。

### 第3章 会 議

(総会又は家族会懇談会)

第9条 原則として毎年2回、大掃除終了後に開催し、重要案件を検討し議決する。

(決議方法)

第10条 本会の議決は全て総会出席者の過半数の賛成による。

但し、当該家族の人数に係らず、議決権は1票とする。

### 第4章 会 計

(会 費)

第11条 本会の事務処理に要する経費は、会計及び寄付金その他の収入を以って充当する。会費は年間会費とし、入苑者及び家族の人数に係らず1口座として計上し、当分の間1,200円を徴収する。但し、納入された会費は返納しない。

### 第5章 会 則

(会則の改廃)

第12条 この会則を改廃しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

附則 この会則は平成15年3月16日より実施する。

この会則は一部改正し平成15年9月15日より実施する。

この会則は一部改正し平成16年3月14日より実施する。